

令和5年6月15日会議概要

第1 日時

令和5年6月15日（木）午前9時20分から午前11時15分までの間

第2 出席者

森田委員長、増田委員、在田委員、池坊委員、森委員
警察本部長、総務部長、警務部長、生活安全部長、地域部長、刑事部長、交通部長、
警備部長、京都市警察部長、情報通信部長等
《書記 公安委員会補佐室長、公安委員会補佐室室長補佐》

第3 議事の概要

1 委員報告

委員長から、「6月8日、南丹署観音寺駐在所の視察及び警察署協議会に出席した。駐在所の警察官は、地域にとけ込んで積極的に活動していた。協議会では、道路交通法の改正がテーマで自転車のヘルメットの普及について議論されたが、個人的には普及の鍵となるのは事業所ではないかと考えており、協議会の委員も事業経営者として協力をして欲しい旨お願いをした。6月12日、留置施設視察委員会委員に対する任命書交付式に出席した。6人の委員に委嘱をして意見を賜るようお願いをした。」旨、報告があった。

委員から、「6月14日、学生防犯ボランティア『ロックモンキーズ』の防犯講習会の視察と懇談会に出席した。15年前に先進的に作られた組織であり、『KYO-SOLEIL』とともに、非常にすばらしい取組だと思った。」旨、発言があった。

2 議題

(1) 防犯教育動画を活用した防犯教室の実施について

生活安全部長から、令和3年に、子供たちに対する防犯教育活動をすすめていくために京都府警が有識者監修のもと制作した「防犯教育プログラム」の視聴覚教材の一つとして、吉本興業株式会社との協働で、小学校高学年を対象とした防犯動画を新たに制作した旨、報告があった。

6月22日には、京都市立常磐野小学校において、6年生及び教職員を対象に防犯教室を実施するが、その中で、この防犯動画を披露し、動画に出演している吉本新喜劇所属の松浦氏が、サプライズ出演する等して防犯効果を高めていくこととしており、今後は各警察署への配付、府警ホームページ等で活用していく旨、説明があった。

委員から「動画の作成等、子供に興味を向けさせるという大切な部分について、苦労してもらっていることをありがたく思う。今後も一層の工夫をお願いしたい。」との発言があった。

(2) サイバー犯罪対策に関する研究会（第1回）の開催について

生活安全部長から、春に設置したサイバーセンターの取組の一つとして、「みやこC3プロジェクト」を立ち上げ、捜査や被害防止対策を効率的に行うために、有識者や企業の出席を得て共同研究会を開催していく旨、報告があった。

6月23日に開催する研究会では、各大学や企業、JC3（一般財団法人日本サイバー犯

罪対策センター) や科警研から出席をいただき、民間の知識や情報・知見の集約分析という点を中心に策を講じていきたいと考えている。年間4回の開催を予定しており、今後は8月、11月、2月の開催となるが、2月には研究会の成果をまとめる予定であるので、改めて報告したいと考えている旨、説明があった。

委員長からは、「大学、企業、警察がそれぞれ得意分野を発揮して、治安対策に活かしていただくよう期待している。」旨、発言があった。

(3) 乱交愛好家グループによる児童買春等事件の捜査終結について

生活安全部長から、少年課と東山署において、組織的な児童買春事件を検挙し、所要の捜査を終了した旨、報告があった。グループ首魁のほか、同メンバー16名を検挙し、最終的にはグループを解体に追い込んだ旨、説明があった。

被害児童は、SNSで応募した18歳未満の中学生等であり、今後、サイバーパトロールの強化や、非行防止教室等の充実強化による保護対策を徹底するとともに、犯行場所となった宿泊施設等への啓発を強化してまいる旨、説明があった。

委員から、「知識がない子どもたちが被害にあうことで、感染症等大きな健康被害の拡大に及ぶおそれもある。児童買春の撲滅には根本的な方策を考えていく必要があると思う。難しい問題であり、警察だけでは解決できないと思うが、関係機関と連携し、しっかり取組をお願いする。」旨、発言があった。

(4) 大手不動産会社に対する営業秘密侵害事件の検挙について

生活安全部長から、生活保安課と下京署は、令和5年6月13日、勤めていた大手学生マンション運営法人のシステムに不正にアクセスをして顧客情報を取得し、インターネット上のサーバーに掲載して営業秘密を開示したとして30代の男性を、また、開示された顧客情報を取得して、電話勧誘業者に開示したとして20代の男性をそれぞれ不正競争防止法違反の疑いで逮捕した旨、報告があった。

この種事案は、雇用が流動化して転職が一般的になったことから、全国的に増加傾向にあり、海外企業への情報流出も懸念されることから、非常に注目度も高い。今回は、個人情報流出した学生に対して執拗な売り込みの斡旋があり、企業に苦情の連絡があったことで警察に相談があり認知した。認知後、早急に捜索を実施し、サーバー上の顧客情報についてこれ以上流出しないように消去措置を行った旨、説明があった。

委員長から、「流出した名簿が確実に消去されたのであれば、良かったと思う。」旨、発言があった。

(5) 中京区所在の公衆トイレ内における傷害被疑事件の検挙について

刑事部長から、中京署は、令和5年5月9日、中京区内の公衆トイレ内において、当時37歳の男性の頭部等を工具様のもので複数回殴打する等の暴行を加え、傷害を負わせたとして、同年6月12日、当時20歳と17歳の男性2人を傷害被疑事件の被疑者として検挙した旨、報告があった。

(6) 第13回自転車交通安全CMコンテストの実施について

交通部長から、自転車の交通安全に関するCM作品作りを通じ、学生に交通安全について考えさせることで、交通ルールの遵守と交通事故防止につなげることを目的として平成23年から実施している自転車交通安全CMコンテストを今年度も行う旨、報告があった。

京都府警察とKBS京都が主催し、教育委員会や大学コンソーシアム京都の後援で実施するもので、応募対象を、中学生、高校生、大学・専門学校生の3つの部門に分け、審査

の上、12月3日に表彰式を行う。優秀作品（CM）については、年末から1月にかけてKBS京都で放送予定のほか、学校の休み時間に放送するなど有効に活用していく旨、説明があった。加えて、府内の全中学、高校に参加勸奨する際、「自転車は加害者になり相手を傷つけてしまう」という加害者側の視点による作品作りを進める旨、説明があった。

委員長から、「オランダでは、歩行者のために自転車は止まらないといけないということが徹底されており、こうした気持ちをぜひ醸成してほしい。」旨、発言があった。

(7) 重傷ひき逃げ事件の発生について

交通部長から、令和5年6月10日、南署管内において重傷ひき逃げ事件が発生した。発生当初から南署、交通捜査課等から捜査員を大量投入し、現場遺留品捜査や、防犯カメラ捜査等の初動捜査を実施しており、今後も客観的資料による運転者の特定等、所要の捜査を迅速に行う旨、報告があった。委員から「引き続き検挙に向けて、がんばって欲しい。」旨、発言があった。

(8) 集会、集団行進及び集団示威運動に関する条例の許可状況について（5月申請分）

警備部長から、令和5年5月中に申請が許可された「集会、集団行進及び集団示威運動に関する条例」に基づく、集会、デモの状況について報告があった。

(9) 追加報告

綾部市における土砂くずれ事案について

綾部署管内で土砂くずれが発生し、市道を完全に寸断しており10世帯が孤立状態となっているとの通報があった。綾部市と警察、振興局で連携しながら対応してまいる旨、報告があった。

3 個別決裁

(1) 京都府公安委員会に対する審査請求の裁決について（1件）

監察官室訟務官から、運転免許の停止処分を受けた者（1件1名）から、原処分を不服として審査請求がなされたことに伴い、審査請求の概要等について説明があり、審議の上、審査請求の棄却を決定した。

(2) 公安委員会宛て苦情等申出について（受理1件）

公安委員会補佐室室長補佐から、公安委員会宛ての苦情等申出に関して、受理1件の報告があり、処理方針を決定した。

4 聴聞等

運転免許関係行政処分について

交通部聴聞官から、道路交通法の規定に基づく運転免許の行政処分に係る聴聞、意見聴取の結果について説明があり、6件の行政処分を審議した。

5 個別報告

(1) 損害賠償請求事件の発生及び応訴について

監察官室訟務官から、令和5年3月13日、京都府を被告とする損害賠償請求事件が大阪地方裁判所に提起されたことに伴い、棄却を求めて応訴する旨、報告があった。

(2) 当面の行事予定等について

公安委員会補佐室長から、次回の公安委員会定例会議及び出席予定行事等について報告があった。